

## (その 98) 建物とりこわしによる賃借人の退去 (2013.11)

6月のある日、川崎区で生活保護を受けている S さんから相談がありました。

「今、部屋を借りている建物のオーナーから建物の老朽化によって退去をせまられ、困っているどうしたら良いのでしょうか」と言うことでした。

詳しく話を聞き、調べたところ、確かに老朽化が進み住むのも厳しい状況でした。

早速、部屋を探すことにしましたが、生活保護を受けていて、体調も良くないので慎重に案内することにしました。親切な不動産屋さんの対応もあり、良い部屋が見つかりました。

転居先への賃貸借に関わる費用も保護の範囲内で市からでます。

気をつけなければいけないのは部屋の中に家具やゴミ等残置物が生じた時です。

旧賃貸人との間で退去に関する文書を交わす際に借家人が負担するという記載がないと残置物撤去費用は市に負担してもらえずに、賃貸人が負担することになりますので注意してください。

すべて、処理が終わり S さんには新しい住まいも気に入って喜んでいただきました。

生活保護を受けていても、手続きをスムーズにすれば問題は少なく解決できます。

その時はくらしの相談センターに相談して下さいね。